

令和7年度いわき市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

1 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設されました。

①対象児童

0歳6か月～満3歳未満の未就園児（保育所、認定こども園等に通っていないもの）

②保護者の就労要件

保護者の就労要件なし

③実施場所

保育所、幼稚園、認定こども園等

④利用時間

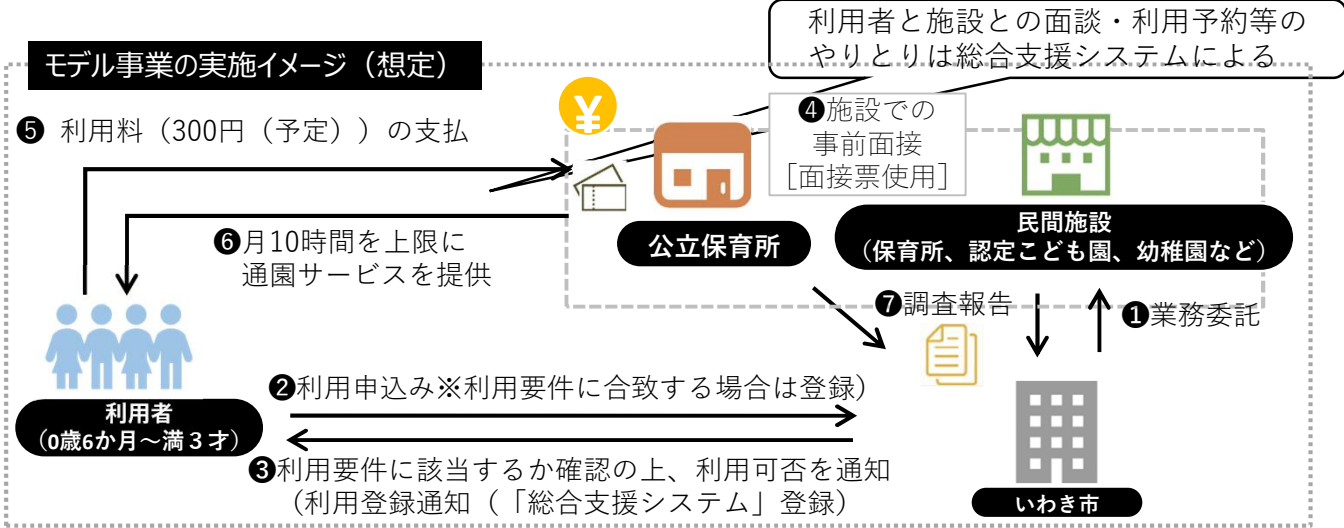
1か月あたり10時間（上限）

⑤利用料

1時間あたり300円

2 令和7年度における本市の取組み

国において、令和8年度から新たな給付制度として全国の自治体で実施することとしており、令和7年度から子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の1つとして制度化したことから、**本市においても公立保育所及び民間保育施設において、事業の課題・問題点等を分析する「こども誰でも通園制度モデル事業」を実施します。**



3 令和7年度の民間施設における事業展開

- 開設場所は 保育所、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業所等
 - 日時や受入人数等については、事業者が運営可能な範囲で任意に設定していただく。
- ※ 実施方式は、次の2通りがある。
- (1) 「一般型事業」・・・定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う。
 - (2) 「余裕活用型事業」・・・通常保育において、利用児童数が利用定員総数に満たない場合に、定員の枠を活用して受入れを行う

4 実施方法

【前提条件】
こども誰でも通園制度（一般型）の実施に当たっては、次の条件を満たさなければならない。

- 1 設備の基準

利用児童の年齢	設備基準	面積基準
満2歳未満	乳児室又はほふく室及び便所	3.3㎡/人
満2歳以上	保育室又は遊戯室及び便所	1.98㎡/人
- 2 職員の配置基準

利用児童の年齢	配置基準
乳児	おおむね3人につき1人以上
満1歳以上	おおむね6人につき1人以上

※ 乳児等通園支援従事者の半数以上は保育士とする。
※ 一事業所につき乳児等通園支援従事者は2人以上とする。

実施の流れ

- (1) 市からの認可及び国が開発する「総合支援システム」への登録
- (2) 利用者から市へ利用申請、市が利用者の基本情報をシステムへ登録
- (3) 利用者の利用希望施設における親子面談、システムの利用者情報更新
- (4) 利用者が、事業者が設定する日時の中で、空いている日時を予約
- (5) 利用（預かり）
- (6) 事業者がシステムへ利用実績の登録
- (7) 委託料の請求（利用月の翌月）
- (8) 調査報告（年度末）

実施する日時

【応相談】 事業者が運営可能な日時を設定いただければ結構です。

- ・ 1回の利用は3～4時間程度が基本。
- ・ 月10時間利用できるよう、月3～4回以上の日程を設定いただくことを想定。
- ・ 食事やおやつの提供は事業者の任意で、必ず行う必要はありません。

委託料・利用料など

- (1) 市が事業者に支払う費用（委託料）
単価は対象年齢ごとに設定され、障がいの有無等で加算があります。また、当日のキャンセル料も支払いの対象となります。

区分	こども一人1時間当たり単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円
障がい児加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円
要支援家庭のこども加算	400円
- (2) 利用保護者が事業者に直接支払う利用料など
 - ① 1時間あたりの利用料
1人当たり300円
 - ② 利用料金の減免
利用者によって、減免を受けられる場合があります。
※ 減免対象者の場合は減免額分を委託料に上乗せ。
- (3) おやつ代など実費徴収
食事やおやつ等を提供提供は任意する場合は、その費用を保護者から実費徴収することが可能です。